



新型コロナウイルス

感染症の収束をめざし

力を合わせるとき

新型コロナウイルス感染症対策に日ごろから多大なるご協力をいただき、ありがとうございます。また、臨時休園・休校にあたっては、保護者をはじめ地域のみなさまに多大なる協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスとの戦いは、治療法の確立やワクチン開発が実現するまで続いていきます。正しい知識を持って、おおらかに、そして気をつけるべきところは十分に気をつけていただき、日常生活を活性化させていきましょう。

特別定額給付金につきましては、6月8日現在で約91%の振り込みが完了いたしました。町といたしましては、感染拡大防止対策を実践することはもちろん、小規模事業者応援

給付金をはじめとして、子育て世帯や学生への追加支援を実施してまいります。

繰り返しになりますが、感染拡大の危険があることを忘れず、私たち一人ひとりが新しい生活様式を定着させて過ごすことが大切です。これから夏が本格化します。熱中症対策も忘れず、健康に気を付けてお過ごしください。

新宮町長 長崎武利

本誌に新型コロナウイルス感染症に関する対応を掲載しています。特別定額給付金を含む各支援情報は4〜5ページ、収入減少による支払猶予などの情報は6ページをご覧ください。

寄付ありがとうございました

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のみなさんから寄付をいただきました。多数の寄付、ありがとうございました。有効に活用させていただきます。(6月10日現在)

- ◆西田商運株式会社さま
マスク
- ◆株式会社エコテックコーポレーションさま
マスク、消毒液
- ◆有限会社スポーツアムさま
マスク
- ◆ボランティアつなGOさま
マスク
- ◆ベリーグットファーム株式会社さま
マスク、消毒液
- ◆平野好子さま
マスク



◆株式会社ホンダカーズ博多さま
マスク、お絵かき帳



◆みつとも鍼灸整骨院・整体院さま
マスク



◆東洋ホイスト株式会社さま
マスク

「新しい生活様式」の実践例

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症でも、他の人に感染を広げる可能性があります。今後の感染拡大を防止するため、一人ひとりが「新しい生活様式」を心がけることが大切です。

感染防止の3つの基本

(1) 身体的距離の確保

- 人と人の間隔を2メートル（最低でも1メートル）空ける
- 遊びに行くなら屋外にする



(2) マスクを着用する

- 症状がなくてもマスクを着用する
- 会話は真正面を避ける
- マスク着用時の運動などでは、よりこまめな水分補給をする



(3) 手洗いなど

- 石けんで30秒程度の手洗いを
する
- こまめに手や顔を洗う



【夏場の注意点】

- 感染症予防のため、換気扇を使用したり、窓を開放したりすることで換気を確保する。熱中症予防のためエアコンも使用し、温度設定をこまめに調整する。
- 気温・湿度が高い中でのマスク着用には注意し、周囲の人との距離をとった上で適宜マスクを外して休憩をとる。
- マスクを着用するとどのどの渴きに気づきにくくなるため、のどが渇いていなくても早めに水分補給をする。

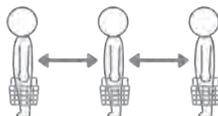
日常生活に関する対策



- 毎朝、体温測定などの健康チェックをする
- 咳エチケットの徹底をする
- 密集・密閉・密接（3つの密）を避ける
- 発熱などの症状がある場合は、自宅で療養する
- こまめに換気をする

■ 買いもの

- レジに並ぶときは前後にスペースを空ける
- 少人数で素早く計画的にする
- 店舗での買いものに併せて通販も利用する



■ 娯楽・スポーツなど

- ジョギングは少人数で行う
- 公園は空いた時間・空いた場所を選ぶ
- 予約制を利用してゆったりと利用する
- 歌や応援は、十分な距離を保つかオンラインで行う



■ 公共交通機関

- 混んでいる時間を避ける
- 会話を控える
- 徒歩や自転車を併用する



■ 食事

- 持ち帰りや出前を利用する
- 小皿にとりわけ、横並びで食事する
- 大人数での会食を避ける
- 発熱や風邪症状があるときは欠席する



移動に関する感染対策

- 感染が流行する地域への行き来を控える
- 出張や旅行を控える
- 誰とどこで会ったのかをメモする



新しい働き方

- テレワークや時差出勤を継続して行う
- オンライン会議を活用する
- 名刺交換はオンラインで行う
- 対面での打ち合わせ時はマスクを着用する



新型コロナウイルス感染症に関する対応

第2次小規模事業者応援給付金

緊急事態宣言により、休業を余儀なくされたり、収入が大幅に下がるなどした事業者を対象に、第2弾となる小規模事業者応援給付金事業を実施しています。提出書類・申請方法などの詳細は、町ホームページをご覧ください。

町独自支援

【対象】

町内に事業所もしくは店舗を有し、一定の条件を満たしている法人・個人事業者

【申請期限】 7月31日(金)

【問い合わせ先】

役場産業振興課 ☎962-0238 (直)

町独自追加支援が決定！

詳しくは、広報・町ホームページなどでお知らせします

新宮町プレミアム付商品券発行

外出や営業の自粛要請などにより消費が低迷しています。町民のみなさんや町内事業者を応援するため、例年新宮町商工会が発行している「新宮町プレミアム付商品券」のプレミアム率(還元率)を10%から30%に引き上げ、消費拡大を目的に発行します。

【発行総額】 1億3,000万円

【発行時期】 8月中旬以降を予定

【問い合わせ先】

役場産業振興課 ☎962-0238 (直)

ふるさと新宮学生応援給付

帰省の自粛や休業要請に伴うアルバイト収入の減少などにより、厳しい環境に置かれた学生のみなさんを応援するため、特産品とギフトカードを支給します。

【対象】

本人または保護者が新宮町に住民票を有する学生。ただし、高校生以下を除きます。

【支給内容】

○特産品 5,000円相当分

○ギフトカード 2万円分

【問い合わせ先】

役場学校教育課 ☎963-1739 (直)

新宮町子育て世帯生活支援金

0歳児～中学3年生の子どもがいる世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯に対し、「新宮町子育て世帯生活支援金」を給付します。

【対象】

○世帯所得が児童扶養手当所得限度額未満の世帯

○収入が減少した世帯(令和2年の世帯収入が児童扶養手当所得限度額未満となる見込みの世帯)

※いずれの場合も、国のひとり親世帯臨時特別給付金の対象となる受給資格者を除きます。

【支給内容】 子ども一人につき3万円

【問い合わせ先】

○未就学児 シーオーレ新宮子育て支援課

☎963-2995 (直)

○小学生・中学生 役場学校教育課

☎963-1739 (直)

頑張る子どもたち応援給付

学校の臨時休業が長期化し、さまざまな自粛が求められる生活環境のなか頑張った小学生、中学生、高校生にギフトカードを支給します。

【対象】 新宮町に住民票を有する小学生～高校生

【支給内容】

○小学生・中学生 ギフトカード5,000円分

○高校生 ギフトカード1万円分

【問い合わせ先】

役場学校教育課 ☎963-1739 (直)

町施設などの再開状況

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内の各施設の利用を中止するなどしていましたが、一部再開しました。ただし、利用人数などに引き続き制限を設けています。引き続き、ご理解・ご協力をおねがいします。

そびあしんぐう

【開設している窓口・施設など】

窓口(社会教育課)、和室1・2・3、中庭和室、創作室、研修室1・2・3・4、グループ学習室1・2

■8月1日(土曜日)から利用を再開する施設

大ホール、小ホール、リハーサル室、展示室、交流室、多目的ホール

予約開始日時 7月1日(水)午前8時30分

※多目的ホールは、町内小・中学校の屋内部活動再開後に判断するため、利用再開が早まる場合があります。

【共通】いずれも利用制限などがあります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

体育施設など

■テニスコート

杜の宮テニスコート・緑ヶ浜テニスコート

■グラウンド

杜の宮グラウンド・新宮ふれあいの丘公園多目的グラウンド

■小学校グラウンド・体育館

■中学校グラウンド・体育館

【共通】いずれも利用制限などがあります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【7月利用分の受付開始日時】

6月29日(月)午前8時30分

町立図書館・歴史資料館

一部サービスを再開しました。図書館主催のイベントは当面の間中止しています。

【利用できるサービス】

資料の貸出・返却・予約、返却ポストの利用
※館内の滞在時間は、30分までです。長時間の滞在はご遠慮ください。

シーオーレ新宮

【開設している窓口・施設など】

窓口(健康福祉課健康づくり担当、子育て支援課)、多目的ホール、栄養指導室、和室、視聴覚室、第1研修室、第2研修室、会議室1、会議室2

■8月1日(土曜日)から利用を再開する施設

レッスンルーム

予約開始日時 7月1日(水)午前8時30分

新宮町福祉センター

【開設している窓口など】

窓口(健康福祉課高齢者福祉担当、地域包括支援センター、新宮町社会福祉協議会)、ファミリーサポートセンター、発達支援センター、地域子育て支援センター かんがるーひろば(要予約)

申請はお済みですか？特別定額給付金(一人当たり10万円)の給付

国民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金の申請はお済みですか。給付を受けるための申請書は世帯ごとに郵送しています。令和2年4月27日現在で新宮町に住民票があり、まだ申請書が届いていない人は、問い合わせください。

まだ申請が済んでいない人は、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送してください。

【申請期限】 8月11日(火)※当日消印有効

※申請できる人は世帯主であり、世帯主がその世帯全員分の給付を申請することになります。

6月8日現在の給付状況

【世帯数】

12,251世帯 / 13,485世帯(総世帯数)

【給付済人数】

31,262人 / 33,640人(総給付対象者数)

特別定額給付金の給付状況は、町ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対策室

☎962-0231(内線280)

収入減少による支払い猶予など

介護保険料の支払い猶予・減免制度

次に該当する場合に、申請することで介護保険料の支払い猶予または減免する制度があります。

【対象】 町内に住む65歳以上の人で、新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件に該当する人

【要件】

- 事業の休廃止や失業などで著しく収入が減少し、介護保険料の支払いが困難である
 - その他、一定の要件に該当する
- ※詳しくは、問い合わせください。

【対象となる介護保険料】

令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納付書の期限、口座振替日、年金からの納付日が設定されているもの

【申請先】 町福祉センター健康福祉課

【問い合わせ先】

町福祉センター健康福祉課
(高齢者福祉担当) ☎710-8286 (直)
福岡県介護保険広域連合(収納管理係)
☎981-9071

町税の徴収猶予特別制度

次の要件に該当する人が各種町税を納期限内に支払うことが困難な場合に、徴収の猶予に関する相談を受け付けます。

【対象】 ①・②の両方に該当する人
(個人・法人は問いません)

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した人
- ②納期限内に納付・納入することが難しい人

【対象となる町税】 令和2年2月1日～令和3年1月31日が納期限の町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、法人町民税、国民健康保険税)

【申請に必要なもの】

- 特例の徴収猶予申請書(町ホームページに掲載)
- 認印
- 預金通帳
- 収入が概ね20%以上減少したことが分かる書類(例)令和2年3月の給与明細と平成31年3月の給与明細など

【申請・問い合わせ先】

役場税務課 ☎963-1731 (直)

国民年金保険料の免除

収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難になった場合による臨時特例の国民年金保険料免除制度が5月1日に開始されました。

【対象】 次の条件をすべて満たす人

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が減少していること
- (2) 令和2年中に見込まれる所得が、国民年金保険料の免除・学生納付特例などの基準適用相当になることが見込まれること

【対象期間】 令和2年2月分以降の国民年金保険料

【必要なもの】

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書または学生納付特例申請書

- 所得の申立書
- 学生証の写し(学生納付特例を申請する人)

※感染拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをおねがいします。

【申請・問い合わせ先】

東福岡年金事務所国民年金課
☎651-7129
役場住民課(国民年金担当)
☎963-1733 (直)

※例年掲載している年金猶予に関するお知らせは、広報13ページをご覧ください。